

食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。  
NO-FOODLOSS PROJECT

# フードバンク活動支援事業 説明会

音声をミュートにしてください。

# お願い

---

## ■ 以下をご精読お願いいたします。

- 事業実施規程
  - 含む
    - 交付申請書（別記様式第3号）
    - 遂行状況報告書（別記様式第9号）
    - 実施結果報告書およびその別紙（別記様式第10号）
  
- 公募要領
- 補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について
- 課題提案書
- 本資料（終了後、HPに掲載します）
- その他公示資料

応募にあたっては以下をご提出ください。

---

■ 課題提案書

■ 課題提案書と合わせて以下の資料

- 民間企業 直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- 民間企業以外 定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書
- 法人格を有しない団体 当該団体の概要

以下のフードバンク活動団体を支援

※フードバンク活動※

食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、こども食堂、生活困窮者、福祉施設等にこれを無償で提供するための活動

スタートアップ支援事業

先進的取組支援事業

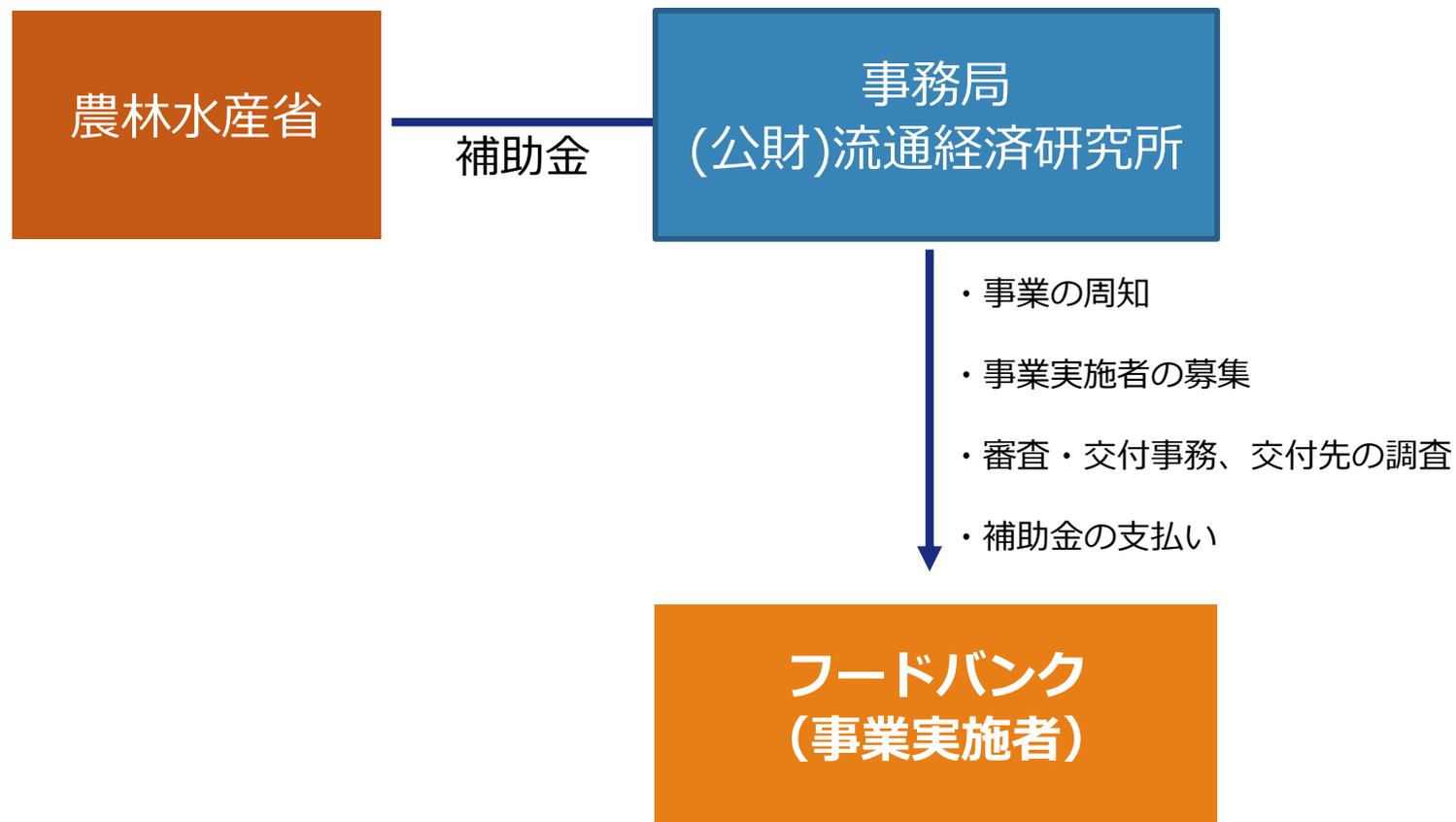
設立間もないフードバンク活動団体

先進的な取組を行うフードバンク活動団体

応募はいずれかのみ可

# 事業の体制

事務局（民間団体：流通経済研究所）からフードバンクに対して交付を行います。



# 応募要件

応募はいずれかのみ可

## ①スタートアップ支援事業 (1～3の充足が必要)

1		1 事業完了日までに「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づく又は準じた食品取扱体制を整備する
2 (いずれかの充足が必要)		2-1 令和5年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していない
		2-2 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画を有する(計画の概要を右に記入)
3		3 過去の類似事業(農水省のフードバンク支援に関する事業)において、3回以上補助を受けていない

## ②先進的取組支援事業 (1の充足が必要)

1		事業完了日までに「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づく又は準じた食品取扱体制を整備する
---	--	--

## スタートアップ支援事業の要件に関わる「過去の類似事業」

- (ア) 平成22年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
- (イ) 平成23年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
- (ウ) 平成24年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
- (エ) 平成25年度食品産業環境対策推進事業食品廃棄物等削減推進事業（フードバンク活動に係る事業）
- (オ) 平成26年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業（フードバンク活動の支援に係る事業）
- (カ) 平成27年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業
- (キ) 平成28年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業
- (ク) 平成29年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動の推進事業
- (ケ) 平成30年度持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク活動の推進事業
- (コ) 平成31年度食料産業・6次産業化交付金フードバンク活動の推進事業
- (サ) 令和2年度食料産業・6次産業化交付金フードバンク活動の推進事業
- (シ) 令和3年度食料産業・6次産業化交付金フードバンク活動の推進事業
- (ス) 令和4年度食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業

# 支援対象となる事業内容と支援対象経費：スタートアップ支援事業

## スタートアップ支援事業

### (1) 検討会の開催等

#### 支援対象となる事業内容

- ア 検討会の開催
- イ 研修会等の開催
- ウ 普及啓発の実施
- エ 人材育成の実施
- オ 連携強化の実施
- カ 報告書の作成

ア、カは必須  
イ～オを1つ以上

#### 補助対象経費

- 人件費・賃金
- 謝金
- 旅費
- 会場借料
- 通信運搬費
- 資料作成費
- 消耗品費
- 人材育成の実施に係る講習会受講費等（講習会受講料、研修指導者謝金、受講者旅費）
- 損害賠償保険料（食中毒事故保障）
- 役務費
- 委託費

左の取り組みに必要な上記の経費  
補助率：定額

#### 対象者

- フードバンク活動団体
- フードバンク活動団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会
- 農林水産省が認めたその他の団体

### (2) 食品受入能力の向上

#### 支援対象となる事業内容

- 設立間もないフードバンク
- 生鮮食品の取扱拡大を目指すフードバンク

これらフードバンクが行う

賃借

#### 補助対象経費

- 運搬用車両（燃料を除く。）
- 一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）
- 入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）（インク等の消耗品を除く。）

左の取り組みに必要な上記の経費  
補助率：1/2以内

#### 対象者

- フードバンク活動団体
- フードバンク活動団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会

## スタートアップ支援事業の対象の考え方等

取組項目	内容
ア 検討会の開催	特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。
イ 研修会等の開催	食品関連事業者、フードバンク活動団体の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。
ウ 普及啓発の実施	フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。
エ 人材育成の実施	フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、先進フードバンク活動団体での現地研修の受講等の取組を行う。
オ 連携強化の実施	他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。
カ 報告書の作成	アからカまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

# 支援対象となる事業内容と支援対象経費：先進的取組支援事業

## 先進的取組支援事業

### 支援対象となる事業内容

先進的活動を行うフードバンク活動団体の取扱量拡大に向けた以下の取組（1つ以上）

- ア 広域的な連携
- **イ プラットフォームの構築**
- ウ マッチングに特化した活動
- エ 行政とのコーディネート
- オ 企業とのコーディネート
- カ 農業者との連携
- **キ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動**

### 補助対象経費

#### (1) 活動経費

- 人件費・賃金
- 謝金
- 旅費
- 会場借料
- 通信運搬費
- 資料作成費
- 消耗品費
- 損害賠償保険料（食中毒事故保障）
- 役務費
- 委託費

#### (2) 賃借料

- 運搬用車両（燃料を除く。）
- 一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）
- 入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）（インク等の消耗品を除く。）

#### (3) 食品の輸配送費

フードバンクが費用を負担する食品関連事業者→フードバンク、又はフードバンク→こども食堂等の輸配送が対象

- 庸車（他者に対して車両単位で輸配送を依頼するもの）
- 小口配送便
- フードバンク自らによる輸配送（輸配送に伴う荷積み、荷卸し、倉庫の入出庫業務を含む）に係る実働対価
- 燃料代（走行距離1Km16円×補助率が上限）

#### (4) システム構築費

食品提供情報と需要情報等を一元管理するシステムの構築（本年度に今後の成果が認められるものに限る）

- システム設計費
- 補助賃金
- マニュアル作成費

補助率：1/2以内

### 対象者

- フードバンク活動団体
- フードバンク活動団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会
- 農林水産省が認めたその他の団体
- **プラットフォーム構築又は事業者連携に取り組む農商工団体、民間事業者、公益財団法人等、NPO、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人等**

# 先進的取組支援事業の対象の考え方等

事業区分	区分	内容
ア 広域的な連携	例	所在県以外の食品関連事業者、子ども食堂等との連携に取り組むことで取扱量を拡大させるための事業計画や目標を設定し、実現可能性を有する
	備考	支援対象は、やりとりの相手方が事業実施主体の所在県以外にある場合
イ プラットフォームの構築	例	食品企業者やフードバンク活動団体等がアクセスできる場を構築し、それを用いた円滑な食品の受入れ・提供を行うこと等
ウ マッチングに特化した活動	備考	アナログなマッチング手法での事業計画であったとしても、食品の取扱量の拡大という事業の目標に合致していれば採択の可能性
エ 行政とのコーディネート	例	①行政との連携、行政からの支援体制の強化による継続的な食品の受け入れ体制強化の取組、②行政との連携により食料の支援を必要とする者の情報の適切な把握等を行い、フードバンクの機能を強化していく取組み、などを想定。その一環として、官庁の災害備蓄品や、東京都のコロナ支援物資の引き取り・提供を行う取組みを含めていただくことは可能

# 先進的取組支援事業の対象の考え方等

事業区分		区分	内容
オ 企業とのコーディネート	フードバンク活動団体が、民間団体（食品提供元の食品関連事業者等及び需要地のこども食堂等を除く。）と連携して、食品の受入れ・提供を効率的・効果的に行う方法を構築した上で実施する。	備考	社会福祉法人も対象
カ 農業者との連携	フードバンク活動団体が、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体と連携して、生産段階で発生する規格外を含む農林水産物を受入れ、こども食堂等に提供する。	例	取り組み拡大のため、漁協あるいは農協から提供を受ける取組など
		備考	一過的で終わらない仕組みをつくり、ある程度の頻度や安定した量の確保が可能であること
キ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動	民間団体等が、複数の食品関連事業者と連携することにより、食品の品目や量の偏りの解消等に取り組みつつ食品の受入れを行い、こども食堂等のニーズに対応した食品の提供を行う。	例	本事業の実施により、新たな食品事業者と連携することで、事業の実施前（現状）と比較して、供給量及び品目数が増加すること
共通		備考	人件費については、事業計画に則って事業内容に直接従事する人の人件費実費（給料や諸手当、福利費等）が該当

# 事業の流れ（事業実施前）

## スケジュール（想定）

R5年11月7日17時

課題提案書の提出（申請者→事務局）

12月初旬

採択通知の送付（事務局→申請者）

※事業実施者となるフードバンクが採択され、割り当てられる補助金の上限が決定  
※採択結果の通知後、交付申請の手続きを行う前に事業を実施する必要がある場合には、事業実施規程の第6の5の（2）の交付決定前着手届（別記様式第5号）を事務局に提出することで事業の着手が可能です

採択通知から7日以内

交付申請書・事業計画書の提出（別記様式第3号）  
（申請者→事務局）

交付決定通知の送付（事務局→申請者）

※計画書に記載された事業内容を承認し、補助金の交付が確定

事業の実施

（注）補助対象期間：

交付決定の日から令和6年2月12日まで

## 事業の流れ（事業実施前）

交付決定された事業実施者については、当該事業実施者の事業実施計画上の事業実施期間に発生した補助対象経費が支援対象となります。

ただし本事業、農林水産省の別事業、及びその他機関による補助を受けている期間・内容については対象外となります。

事業趣旨に合致する取組をしていても、この期間に発生した経費は支援**対象外**

交付決定されれば、認定された計画の事業実施期間について**支援対象**

交付決定された取組であっても、事業実施期間を超えて発生した経費は支援**対象外**

応募者が設定した事業開始日

公募・  
交付決定

応募者が設定した事業終了日

- ※ 事業実施期間は、事業実施者が作成する事業実施計画によって異なります。
- ※ 交付決定を受けるまでの期間に生じた経費については、不採択となった場合や、補助対象経費として認められなかった経費は、**全額、事業実施者の負担**となります。

# 事業の流れ（事業実施後）

## スケジュール（想定）

令和6年2月12日までに事業完了

事業完了1ヵ月後  
又は令和6年2月12日のいずれかまで

実施結果報告書  
(別記様式第10号及び別紙)の提出  
(事業実施者→事務局)

報告書の内容確認後

額の確定通知の送付（事務局→事業実施者）

令和6年3月末まで

補助金の送金（事務局→事業実施者）

※消費税を含んで補助金を受領した課税対象事業者は、消費税仕入税額報告書を事務局へ提出

# 事業の流れ（事業実施後）



## 事業実施規程

### ■ 第 16 事業成果等の報告及び発表

- 1 事業実施者は、本事業終了後、事業成果等についての報告を農林水産省又は事務局から求められた際は、これを行うものとする。また、農林水産省及び事務局は、あらかじめ事業実施者に通知の上で、報告のあった事業成果等を公表できるものとする。
  
- 2 事業実施者は、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めるものとする。また、本事業終了後、得られた事業成果について、農林水産省又は事務局から求められた際は、必要に応じ発表を行うものとする。
  
- 3 事業実施者が、新聞、図書、雑誌論文等により本事業成果の発表を行う際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省及び事務局の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については事務局に提出するものとする。



- チャット、挙手、ご発言にて、ご質問ください。